

第 8 2 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年豊
川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）			
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	
1～22（略）				1～22（略）			
23	市長	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	（略） 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの <u>子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>	23	市長	生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	（略） 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		年金生活者支援 給付金の支給に 関する法律（平 成24年法律第 102号）による 年金生活者支援 給付金の支給に 関する情報であ って規則で定め るもの (略)			年金生活者支援 給付金の支給に 関する法律（平 成24年法律第 102号）による 年金生活者支援 給付金の支給に 関する情報であ って規則で定め るもの (略)
24～36 (略)			24～36 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。